

議案第97号

さいたま市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例の制定について  
さいたま市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例を次のように定める。

平成22年2月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例

(設置)

第1条 市が国から交付を受ける地域活性化・公共投資臨時交付金(以下「交付金」という。)を活用し、公共投資を円滑に行い、市内における経済の活性化を図るため、さいたま市地域活性化・公共投資臨時交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、交付金のうち一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。ただし、当該予算で定める額に、交付金の額(基金への積立て以外の目的の経費に充てるものとして予算で定める額を除く。以下同じ。)が満たない場合は、交付金の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置の目的のために必要な公共投資の財源に充てる場合に限り、

これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月28日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、返還すべき額を国庫に納付するものとする。